

# 令和6年11月臨時会 総務常任委員会記録

令和6年11月11日（月）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室



# 目 次

令和6年11月11日（月） .....	5 頁
---------------------	-----



## 令和6年11月臨時会日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	11月11日(月)	審査日程の決定 総務部審査 議案甲第30号 <span style="float: right;">〔説明、質疑〕</span> 市民環境部審査 議案甲第31号 <span style="float: right;">〔説明、質疑〕</span> 議案審査 議案甲第30号・第31号 <span style="float: right;">〔総括、採決〕</span>

## 11月臨時会付議事件

### 1 市長提出議案

[令和6年11月11日付託]

議案甲第30号工事請負契約の締結について [可決]

議案甲第31号工事請負契約の締結について [可決]

[令和6年11月11日委員会議決]

令和6年11月11日（月）





## 1 出席委員氏名

委員長 中村直人

副委員長 伊藤克也

委員 森山林

委員 尼寺省悟

委員 江副康成

委員 永江ゆき

委員 松隈清之

委員 池田利幸

## 2 欠席委員氏名

なし

## 3 説明のため出席した者の職氏名

政策部長 松雪努

総合政策課企画政策係長兼地方創生推進係長 小柳洋介

総務部長 小柳秀和

総務部次長兼庁舎建設課長 古澤哲也

庁舎建設課庁舎建設係長 森田智博

庁舎建設課庁舎建設係総務主査 牛島直茂

市民環境部長 吉田忠典

市民協働課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 原祥雄

市民協働課市民協働係長兼市民相談室相談係長兼消費生活センター消費生活センター係長 築地美奈子

市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長 鹿毛晃之

環境課環境推進係長兼温暖化対策室ゼロカーボン推進係長 井本慎太郎

#### 4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主事 前田肇之

#### 5 日程

審査日程の決定

総務部審査

議案甲第30号工事請負契約の締結について

〔説明、質疑〕

市民環境部審査

議案甲第31号工事請負契約の締結について

〔説明、質疑〕

議案審査

議案甲第30号工事請負契約の締結について

議案甲第31号工事請負契約の締結について

〔総括、採決〕

#### 6 傍聴者

なし

#### 7 その他

なし



これより総務部関係議案の審査を行います。

議案甲第30号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

#### **古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

おはようございます。

それでは、議案甲第30号工事請負契約の締結について御説明をさせていただきます。

議案甲第30号につきましては、新庁舎整備事業外構等工事（その3・4）の工事請負契約の締結について、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が1億5,000万円以上の工事の契約について、市議会の議決をお願いするものでございます。

鳥栖市議会臨時会議案の6ページをお願いいたします。

新庁舎整備事業外構等工事（その3・4）につきましては、市役所敷地北側に車椅子使用者用駐車場やパーキングパーミット用駐車場等の整備を行うものでございまして、去る10月24日に指名競争入札を行い、10月25日に仮契約を締結したところでございます。

契約金額につきましては、3億2,450万円、契約の相手方につきましては、株式会社大島でございます。

議案参考資料をお願いいたします。

3ページにつきましては、工事請負仮契約書、4ページにつきましては、外構等工事の工事範囲図でございまして、黒い部分が今回の工事範囲でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **松隈清之委員**

その3・4って、もともとどんなふうに分かれていましたか。

#### **古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

工事内容でございますけれども、その3につきましては、今の仮駐車場の解体工事、その4につきましては、それ以外の車椅子使用者用駐車場等の全体的な外構工事というふうなことで分けております。

以上でございます。

#### **中村直人委員長**

よろしいですか。

ほかにございませんか。

**伊藤克也委員**

確認ですけれども、4ページの見取り図っていうか、地図の中で黒塗りのところが今回の3と4ということだと思っんです。

それで、恐らく大方が芝生広場になるのかなと思っんですが、庁舎の本館、東側については、たしか駐車場——障害を持った方たちの駐車場を予定してっと思っんですが、そういっった方向性で間違っいなかっただすか。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

そのとおりでございませす。

庁舎の一番近いほうに車椅子、それにパーキングパーミットと車寄せ等を図面の黒い範囲の半分ぐらいがそのスペースになりませして、あと残りは、多目的広場という形になりませす。

以上でございませす。

**伊藤克也委員**

分かりませした。

大体、何台ぐらい停められませしたか。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

車椅子使用者用の駐車場で9台、それにパーキングパーミット、思いやり、合わせて9台を予定しておっります。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**森山林委員**

以前から言っっているけど、職員さんの駐車場は、この中に入っっている。それとも、全然入っっていない。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

職員駐車場といっませすか、職員用の駐車スペースにつきませしては、北側の工事範囲には入っっておりませんでして、南側の駐車場の中で今、総務課とうちのほうで検討してっるところでございませす。

**中村直人委員長**

よろしいですか。

**小柳秀和総務部長**

補足でございませすか、職員駐車場につきませしては、今、総務課と庁舎建設課のほうでどういっう在り方にするののかも含めて検討してっるところでございませすので、実際の場所について

はまだ未定でございます。

**森山林委員**

以前も言いましたけど、女性職員さん、例えば、いろいろな形でやっぱり近くに停めている、あるいは、結局、残業するような人です。そういった形の中で、やはり極力、前に停められるような形をお願いしたいということで要望があっておりましたので、よろしくお願ひします。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

**永江ゆき委員**

バスが入ってこれるよなという要望が上がっていたんですけど、お話ししていたと思うんですけど、それはどんな形になりますか。

**古澤哲也総務部次長兼庁舎建設課長**

市内の走っているバスの乗り入れっていうか、乗り入れられるよな動線は確保いたしております。

乗り入れるかどうかというのは、まだ決まっておはりません。

**永江ゆき委員**

高齢者の方が市役所に来るときにバス停が遠いっていうことが、一つよく言われるんです。なので、ぜひバス停を中のほうに、入り口の近くまで入ってこれるよな形で、できればしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

執行部入替えのため、暫時休憩いたします。

**午前10時23分休憩**



**午前10時25分再開**

中村直人委員長

再開いたします。



市民環境部

議案甲第31号工事請負契約の締結について

中村直人委員長

これより市民環境部関係議案の審査を行います。

議案甲第31号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

吉田忠典市民環境部長

おはようございます。

審査に入る前に一言御挨拶申し上げます。

本議会の市民環境部の議案につきましては、甲議案1件、工事請負契約の締結でございます。

この契約は、旧ごみ処理施設を解体し、跡地に資源物のストックヤードを建設するものでございます。

契約の詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

おはようございます。

ただいま議題となりました議案甲第31号工事請負契約の締結について、臨時会議案及び議案参考資料に基づき、御説明をいたします。

臨時会議案の7ページ及び議案参考資料の5ページをお願いいたします。

議案甲第31号につきましては、真木町にございます旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備工事の工事請負契約の締結について、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決をお願いするものでございます。

この旧ごみ焼却施設解体及びストックヤード整備事業につきましては、去る10月24日に条件付一般競争入札を行いまして、10月29日に仮契約を締結したところでございます。

契約の金額につきましては、14億1,900万円。

契約の相手方につきましては、東洋建設・栗山建設共同企業体、契約の方法につきましては、条件付一般競争入札、工期につきましては、議決を得た日の翌日から令和8年12月4日まででございます。

なお、議案参考資料の6ページに工事の範囲、7ページに整備工事による全体配置図をお示しをしております。

以上で、議案甲第31号工事請負契約の締結についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### **中村直人委員長**

それでは、執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

#### **池田利幸委員**

御説明ありがとうございます。

これは共同企業体でやるって、もともと解体と整備というか、別々の考えを共同企業体として、どのような工事の流れに今度なっていくのか、まずお伺いしていいですか。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

今後のスケジュールといたしましては、今年度中の令和6年度に仮設工事、現場の仮囲い、それから、また一部植栽等ございますのでその伐採、それから当該施設の建物内に機械設備、電気設備等がございますので、そういったものを一部解体、そういったものを、今後、年明けの恐らく3月頃からになると思うんですけども、開始する予定でございます。

それで令和7年度に煙突部分の解体、そしてまたストックヤードの実施設計、令和8年度にストックヤードの新築工事、外構工事、大まかにそういったスケジュールを今想定しておりまして、この後議決いただいた後で業者のほうと打合せをして、詳細を決めていく予定でございます。

#### **池田利幸委員**

これは基本的に解体のほうを東洋さんが主になってやって、ストックヤード建設のほうは栗山さんがやるっていう方向性になるんですか。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

今回の工事というのが、ごみ焼却施設の解体工事という、ある意味特殊性を持っておりまますので、そういった特殊工事の実績がある業者、そういったところをお願いをしておりますので、今、池田委員がおっしゃったように、そういった特殊工事の実績を持つ、今回、JV共同企業体としておりますので、いわゆる代表構成員のほうが、そういった解体、そして、解体後には、ストックヤードを建築いたしますので、そこを市内業者、いわゆるその他の構成



員のほうに、今、お願いをするということになるかと思っております。

**池田利幸委員**

前も話をしとったんであれですけど、最終的に入札に手を挙げられた業者さんは、何者ぐらいか。要は、1者だけってことですよ。

それで、お伺いしたいんですけど、契約保証金が免除っていう部分と、あと建設発生土の搬出先等は仕様書に定めるとおりとは書いている——仕様書を見ればいいのかもしいないですけど、これは旧ごみ処理場施設の解体のときに出る廃土というか土、あとストックヤードのための残土っていうのは、あそこの土地自体の土の性質上、きちんと処理をせんばいかなのかなっていうところがあるんですけど、仕様書では、どういう残土の処理、搬入をされるおつもりなのか、聞いていいですか。

**鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

基本的にはあそこの土地っていうのが、今おっしゃられたように形質変更時要届出区域となっておりますので、基本的に建屋の部分を壊して、中の地質の状態については、触らないようなことにしております。

ただ、そうは言いながらも、一部そういった残土とか、そういったものも出てくると思いますので、そういうものにつきましては、適切に処理をしていくということになると思っております。

**池田利幸委員**

それはこの契約書の中に仕様書に定めるとおりって書かれているところで、しっかりとその辺が定められているのを確認の上、市としては、任せますよっていう話になっているという理解でいいんですか。

**鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

残土等の処理につきましても、適切に処理をしていくということで、発注仕様書等の中で、うたい込みがありますので、そういった中で対処していくことになります。

**池田利幸委員**

適切には分かるんですけど、どういうことを基本的にやる予定なんだろうなっていうのを聞きたいなと思っているんですけど。

**鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

今、残土、掘削土とか、そういったお話だったかと思うんですけども、そういったものについては、飛散防止とか流出防止等の措置を講じた後、現地に仮置きをして場外排出せずに再利用をするといったことをございます。

ほかにも建築物とか、あと粉じんとか、そういったものに対しても、この仕様の中でうた

い込みをしておりますので、そういったものについても、適切というのはまたあれかもしれませんが、対応していくということなると思っております。

**池田利幸委員**

今の御説明であれば搬出は基本しない、そこで掘削した分は、またそこで使うという理解でいいということですね。

搬出を仮にするならば、いろんな検査とかをする必要があるんじゃないかなっていう部分で、お伺いをしていたので。

**鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

基本的には、場内で必要な処理を行って再利用するというようにしております。

**池田利幸委員**

ありがとうございます。

あと、最後です。

契約保証金免除って、契約保証金をつけないといけないときと免除できるとき、この前の工事契約は課が違いますけど、そこは金額10分の1か何かの保証金が必要なんですよね。

今回、もっとでかい額で保証金が免除ってというのは、信用という部分なのかもしれないですけど、何か理由があるのかなってというのは、教えていただければと。

**増田義仁環境課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長兼施設調整係長**

契約保証金につきましては、今回の契約におきましても契約金額の10%以上というのは変わりません。

それで、こちらは契約書の記載方法の違いでございまして、庁舎建設課のほうは、契約の金額3,245万円と記載がございましてけれども、こちらは恐らく現金か小切手かで納められたのかなと。

その場合は、金額を記載するというようなルールになっておりまして、今回の私どもの契約の中では、公共工事履行保証証券のほうで、契約保証金については対応される予定でございまして、その場合には、免除と記載するようになっておりますので、実際に契約保証金はございます。

**中村直人委員長**

いいですか。

**池田利幸委員**

はい。

**中村直人委員長**

ほかにはございませんか。

**伊藤克也委員**

今回、請負金額は14億1,900万円ということで、解体とそれからストックヤード、それぞれは、大体金額的にどういう内訳になっているのか教えていただけますか。

**鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

14億1,900万円ということで、今、工事契約を仮契約しておりますけれども、今回は設計施工に一括発注方式というような形でやっていきますけれども、もともとの想定といいますか、積み上げといたしましては、解体工事で約10億円、ストックヤードの整備工事で約4億円、約でございますけれども、そういった内訳となっております。

**伊藤克也委員**

ストックヤードのほうで4億1,000万円ぐらいと言われましたっけ。(「4億円ぐらい」と呼ぶ者あり)

4億円ぐらいですね。

そもそも、そのJVにされたこと自体をどうのこうのと言うつもりはないんですけれども、例えば、解体とストックヤードを別々に入札した場合は、今回1者の入札だったというふうに先ほど答弁がありましたけれども、例えば、これを分けた場合、ストックヤードについては、数者の入札も可能だったのかなというふうなこともちらっと思ったりするんですが、その辺どのようにお考えなのか、教えていただければと思います。

**鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

解体と建築と分割分離方式でも工事は考えられるのではないかとということでございます。

今回は設計施工の一括方式、性能発注方式ということを採用しておりますけれども、これは先ほどから話が池田委員からもありましたけれども、当該土地が地中に埋設物とか、そういったものがあるというところで、形質変更事業届出区域となっていること、あと、例えば、ごみ焼却施設そのものがダイオキシン類とかの飛散とか、そういったものに対する配慮が必要なこと、そういったことも考えた特殊な工事となります。

それで解体と建築を別々にした場合に、そういった土地の現状っていうものを分からないままに、建築の業者さんが扱ったときに、下の今の地中の状態が変わっていくことで、責任の所在が曖昧になるというようなことから、今回、分割じゃなくて、性能一括発注方式というものを採用しております。

ですので、工事としては、別々にしたほうが解体がもしかしたら安く上がるんじゃないかなろうかというようなことかもしれませんが、そういった現状を考えたときに、今回は、この設計施工の一括方式を採用しております。

**伊藤克也委員**

特殊な事情があったということで、そこは理解をいたしますが、そういった事情がないときは、分離して発注されたほうがいいのかというふうには思っておりますので、そういったことです。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。

#### **松隈清之委員**

確認ですけど、工事請負仮契約書の中で先ほど池田委員言われたけど、契約保証金免除と書かれているんですけど、契約保証金は入っているんですよ。

これは仮契約書が間違っているということですか。契約保証金免除って書いてあるんですけど。

#### **増田義仁環境課参事兼課長補佐兼環境施設調整室長兼施設調整係長**

契約事務の内部のマニュアルがございまして、その中で金額を記載するもの、いわゆる現金扱いするもの——先ほど言いました現金とか小切手、そこについては、額面を記載する。

それと、あと免除扱いにするものとしまして、保険会社が出す履行保証保険証券ですとか、公共工事の履行保証証券というものがございまして、今回、それに当たるものということで免除というような扱いにしております、その制度の詳細は、私も承知しない部分があるんですけども、金額の扱いをするのか、それとも保険の扱いなのか、そこで記載の方法を分離しているということで、間違いということではないと考えております。

#### **松隈清之委員**

保障はされるけど、保証金は入っていないということですよ。

今言われたように、保険なのかは知らないですけど。

その額面分を保障される担保はあるけれども、保証金は入っていないという理解なんですか。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

共同企業体から今説明しました証書っていうのは、実際に届いております。

そこには相当額の金額が書かれております。

#### **松隈清之委員**

だから、それがどういう証書なのか、どういうときにその額面の金額を請求できるのかというところだと思うんです。

だから、さっき言ったように、契約保証金の額は担保されているけれども、キャッシュ等が入っていないという理解でいいんですかっていうお尋ねなので。

その証券がどんなものなのか分かんないですけど。そういうことですよ。

それは一旦保留でいいですけど、先ほど、伊藤委員からもあったんですけど。

これ、条件付一般競争入札で参加されたところは、1者しかないんですよね。

恐らくこの条件っていうのは、市内業者とJ Vとかっていうのを条件づけされたんだろうというふうに推測しますけれども。そんなに難しい工事だったんですか。

入札参加者が、条件付とはいえ一般なんで、できるところは手を挙げていただきたいところはあるんですけども。

そういうのは何か事前にリサーチする中で、入札参加者の数の具合とかっていうのは、何らかつかんでおられましたか。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

今回の工事発注に当たる前に、コンサルのほうに入札に向けたいろんな資料とか、そういった協議とかしていく中で、できるだけ今、松隈委員おっしゃられるように、私どもとしては市内企業も含めた、より多くの事業者の皆さんに手を挙げていただきたいということで、参加要件等の検討を行ってまいりました。

実際問題、入札の結果は、1企業体、1者でございましたけれども、実は1回目の公告で要件を満たしていなかったもので、2回目の公告でこの形になっておりますけれども、1回目の入札想定業者のほうに手が上がらない要因がどういったものがあるのかということで、ヒアリング等を行いました。

その結果、様々事情が各企業体、事業者によって違うところありますけれども、たまさか手持ちの業務といいますか、工事、そういったものがあってできなかったというところもありましたし、あと、例えば、専任技術者とか、そういった部分での要件で、今、スタッフがないとかです。

あと、どうしてもやっぱりJ Vを組んでいただくことになりますので、いわゆる代表構成員、いわゆる親と子との協議といいますか、マッチングといいますか、そういったものが、私ども全くそこは関与できない部分ですので、そこら辺がそれぞれ事情を抱えていらっしゃる、難しかったというようなことはお聞きしました。

ですので、2回目の公告をやるときには、そこら辺を一定考慮をしながら、参加要件の見直し、いわゆるできるだけ事業者数を増やす、親も子も増やすような形でやりましたけど、それでも結果は1者1グループだったということですので、自分としては、できるだけ多くの皆さんに参入いただけるような形での参加要件をつけたつもりでしたけれども、結果はそういうことになりました。

#### **松隈清之委員**

頑張られた結果ということなんですね。

それでもなお1者ってということだったんでしょうけど、それぞれの事業、工事自体に魅力があったのか、なかったのか。

解体できる業者がどれくらいあるのか、分かんないですけど。

JVのハードルが高かったのか、地元と組むということが、もし仮にそうだとするならば、責任の所在とか、あるいはその引継ぎとかで手間があるんでしょうけど、先ほど話があったように、解体は解体だけ。

それで十分な引継ぎが必要かもしれないけど、ストックヤード整備は地元で行うとかいうふうにしたほうがもしかしたら、そういう事情を事前にある程度分かっているんだったら、そういう発注方法でもよかったのかなっていう気もしますので、御意見だけ。

#### **中村直人委員長**

ほかにございませんか。

#### **江副康成委員**

この関連で、先般の都市計画審議会に入られていたじゃないですか。

そのときに直接の話じゃないのかもしれませんが、土壌調査をするのかという質問に対して、土壌調査……。ある委員さんから、先般から、土壌のほうに市民を不安にさせるような、いろいろな案件があったと。

それで土壌調査をされるのかという話のときに、何か調査をされるというような答弁をされてたような気がしたんですけども。

この工事に当たって、前か後ろに土壌調査をするんですか。

#### **鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

今回のこの工事の中で、環境調査はやるようにしています。

それは工事の施工前、施工後に、環境調査をやるというのは、この仕様書の中でうたっております。その環境調査っていうのは、いわゆる大気調査、土壌調査、水質調査、PCB調査、そういったものを予定しております。

それで多分、都市計画審議会の中で御質問があったのが、今回のし尿処理場部分の都市計画を廃止すると、まだあそこには建屋があるので、そこを壊すのかどうなのかみたいなのところの中で、多分、どう調整するんですかみたいなお話だったかと思って、私、答弁しておりますけれども、まだ、し尿処理の施設そのものの解体等の方針が決まっていないということをお答えし、また当然、令和2年にあの辺を調査したときには、まだ施設が稼働してたので、あの辺一帯のし尿処理場近辺の土壌調査をやっていなかったのも、もしそこら辺を解体するんであれば、改めてそういった土壌調査が必要になってくることになると思いますという意味で、私は、方針決定してあそこを解体するとなれば、その時点で、恐らく土壌調査が必要

になるんじゃないでしょうかという思いでお答えしたところでございます。

#### 江副康成委員

今日はもう予算審議じゃなくて、契約の話だから、予算の時に聞くべきだったのかもしれませんが、現状のこの解体のことに對しては土壤に影響がないような、最小限というか、上だけ撤去するような工事というふうに受け取っていたんですけども。今回、例えば、倒すときに、全く影響しなければ切断か何かして、ほとんど倒すとか、下の基盤の部分はいじらないとか、そういうような施工になるんだろーとは思ってんですけども。

少し基礎的な部分、当然、上に建物があれば、1階ぐらいの深さまで埋め込んでいるでしょうから、そういうところはどーいう扱ひするのかというの、ちょっとその時に思ったもんです。

今日は契約の話でこの話をしているのか分かりませんが、どうされるんですか。

#### 鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長

既存施設の建屋の下には、江副委員おっしゃられるように、地下に基礎部分がございます。

そこを扱うと今の土壤のバランスが崩れるので、基本は地下埋設ピットですか、そこについてはもう残地、そのまま置くと。それで、そこの中に貯留水ってありますか、水がたまったりもしていますので、そういったものは適切に処理をした上で、泥を入れたりとかして、そこをきちんと転圧とかして、その上に今回ストックヤードを建てるということになりますので、地下構造物については、基本は触らない。

ただ、ぎりぎりといいますか、建てるに当たっては、表土部分とかを削ったりするところも出てくると思いますので、先ほど池田委員がおっしゃられた場内で残土が幾らか出るでしょうから、そういったものについては、一旦仮置きをして場内で処理をして再利用していくと。

それをその中に埋め戻す土に使ったりするのかどうか、そこもこれからの詳細設計になってきますけれども、そういうことで基本は地下構造物について触らない、そのことによって今の土壤のバランスを崩さない形で工事を進めることにしております。

#### 江副康成委員

分かりました。

併せて、当然、今のごみ焼却施設に比べたら、昔のやつだから小さな煙突でしょうけれども、安全な工事をするためには当然、大きな重機とかを持ってこないといかんだろうと。

重機、重量物が揺さぶると、下にある土壤に影響もあるだろうし、今、水の層——帯水層とかに浸透するしないところで、微妙にバランスを取っているところで、現状のままであれ

ば、被害といたしますか。環境に悪い影響を起ささないだろうというようなことになっていますけれども。

その辺りの下の土壌に、非常にプレッシャーというか、影響を与えるような工事の方法じゃないと、デリケートな方法でやっていくということなんですか。

**鹿毛晃之市民環境部次長兼環境課長兼温暖化対策室長兼衛生処理場長**

そういった部分が先ほど触れました環境調査の中で、施工前、施行後で土壌の部分の調査対象になってくると思いますので、今おっしゃられたようなことがないように、十分注意をしながら、やっていくことになると思っております。

**江副康成委員**

よろしく願いいたします。

**中村直人委員長**

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わります。

以上で、議案審査を終了いたします。

執行部準備のため暫時休憩します。

**午前10時56分休憩**

oo

**午前11時2分再開**

**中村直人委員長**

再開いたします。

oo

**採 決**

**中村直人委員長**

これより採決を行います。





### 議案甲第30号工事請負契約の締結について

中村直人委員長

初めに議案甲第30号工事請負契約の締結について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



### 議案甲第31号工事請負契約の締結について

中村直人委員長

次に、議案甲第31号工事請負契約の締結について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



中村直人委員長

以上で総務常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことに決しました。



中村直人委員長

以上で、令和6年11月臨時会総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時3分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務常任委員長      中   村   直   人

